

31 玉簾自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 玉簾の滝周辺一帯（日立市）
- (2) 指 定 昭和57年2月22日（茨城県告示第258号）

2 保全計画の概要

- (1) 指 定 理 由

本地域は、寺院の西側、国道沿いにスギの巨木がそびえ立ち、裏側には玉簾の滝が岩石の間から落下し、滝の周辺にはウラジロガシ、アカシデの大径木を主とする常緑樹と落葉樹の混交林が調和して冷涼な環境を保持し、その周辺及び山頂付近にはコナラ等の二次林という構成をなす森林である。

特に、滝周辺の岩壁には、湿地性を好む多年草のイワタバコが群生して特異な分布状態を有している。

また、混交林の中には、関東地方以西を分布域とするシラカシ、ヒイラギ、コアジサイが見られ表土の薄い一部岩石の露出している斜面に、ヤブツバキ、ムラサキシキブ等の下層植物とともに良く生育している。

動物相は、これらの自然林と、川、滝など清流が存在するため、小動物の個体数が多く、多種にわたり生息している。

特に、通常個体数の少ない南方系のモンキアゲハ、ムラサキシジミ、溪流性のミヤマカラトンボ

オジロサナエの生息は、希少種であることから、動植物が豊富に生存する環境を保全する必要がある。

このため、本地域は、茨城県自然環境保全条例第3条第1項第5号に規定する「植物の自生地、野生動物の生息地」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

滝周辺の常緑・落葉樹の混交林は、高木層にウラジロガシ、アカシデ、ケヤキ、亜高木層にシラカシ、アワブキ、ヤブツバキ、ミズキ、低木層にアオキ、ヤブツバキ、ツクバネウツギ、コウヤボウキ、ヒイラギ、クサギ、シラカシ、タマアジサイ、ガマズミ、コアジサイ、コバノガマズミ、オトコヨウヅメ、ツリバナ、ムラサキシキブ、草本層にチゴユリ、イノコズチ、ウバユリ、ヤブラン、ティカカズラ、ヤマノイモ、ミズナ、ベニシダ、ジュウモンジシダ、イワタバコ、タチツボスミレ、ミズヒキ等が生育している。

この表土の薄い斜面に広葉樹が良く生育していることから、滝周辺の湿度が良く保存されており、特異的分布を示すイワタバコが岩壁に群生している。

混交林の南側及び東側は、コナラを主とする落葉樹林で一部アカマツが混生している。

コナラのほかに、リョウブ、ヤマザクラ、クリ、ウラジロノキ、ヤマウルシ、アカシデが混生し、低木層にネジキ、リョウブ、ミヤマガマズミ、ヤマツツジ、ヒイラギ、バイカツツジ、アセビ、ヤマウルシ、コアジサイ、ツクバネウツギ、イヌツゲ、ナツハゼ、草木層にコウヤボウキ、ヤブコウジ、チゴユリ、サルトリイバラ、イチャクソウ、シュンラン、ヤマツツジ、オオバギボウシ、ヤマウルシ、リョウブ、コアジサイ、ツルリンドウ等が見られる。これらは、林縁部の農業用水とともに、多種にわたる昆虫の生息地に適している。

また、沢にはスギが植栽されて、溪流の環境を保持している。

イ 野生動物

地形が変化に富み、植生も豊富で、川、滝の存在は、小動物の生息に最適であり、種類、個体数がともに多い。

チョウ類は、県内でも産地の限られるモンキアゲハ、スミナガシ、ムラサキシジミ、ホソバセセリのほか、アカタテハ、ヒカゲチョウ、ゴイシシジミ、ダイミョウセセリ、トンボ類では、溪流性のヒガシカワトンボ、ミヤマカワトンボ、オジロサナエ、タカネトンボのほかアオイトトンボ、オニヤンマ、オオシオカラトンボ、更にコロギス（生態的にはキリギリス科とコオロギ科の中間種）やタマムシ（近年都市近郊で激減している）等の昆虫が豊富に生息している。

これらの中で、通常個体数の少ないモンキアゲハ、ムラサキシジミ、ミヤマカワトンボ、オジロサナエが個体数多く存在することは、地域の特性を表わしている。

また、鳥類も、カケス、ヒヨドリ、オナガ、キジバト等の人里によく見られる種のほか、溪流沿いにキセキレイ、セグロセキレイ、ルリビタキ等が見られる。

ウ 地形、地質、自然現象

阿武隈山地の西麓を流れる里川によって形成された段丘地形で、地質は阿武隈古期岩類と第三系、第四系の河岸段丘となり、堅い古期岩が残って滝となったものである。

また、気候は年平均気温13.8℃、年平均降水量1,244mmである。

(3) 区 域

ア 区域の概要

日立市の西端部にある玉簾の滝を含めた森林地域とする。

イ 位置及び区域

茨城県日立市東河内町の一部（別図のとおり）

(4) 自然環境保全に関する基本的な事項

ア 保全すべき自然環境の特質

玉簾の滝周辺のウラジロガシ、アカシデ等の大径木を主とする常緑樹、落葉樹の混交林は、滝周囲の植生を良く維持している。

特に、イワタバコの群生は、地域内の湿度等環境条件が良く保全されていることを示している。混交林には、ウラジロガシ、アカシデ、ケヤキのほかに、関東地方以西に分布するシラカシ、ヒイラギ、コアジサイも見られ、これらが表土の薄い土壤条件の悪いところに生育して、植物の環境に対する順応性が良くうかがえるとともに、ひとたび、この環境がそこなわれると容易に回復しえないことが推量される。

また、コナラを主とする落葉樹も、下層植生が豊富なことと、林縁部の用水の流れの環境も影響して、地域内に見られる小動物は種類、個体数とも多く、特に局地的な分布をするモンキアゲハ、ムラサキシジミ、溪流性のミヤマカワトンボ、オジロサンエ等が生息する環境であることから、積極的に自然環境の維持、保全を図る。

イ 権利制限関係等の概要

特記事項なし

ウ 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

保全地域のうち、玉簾の滝と、その周辺のウラジロガシ、アカシデの大径木を主とする常緑、落葉樹の混交林並びに溪流を含めて豊富な小動物の生息する自然度の高い地域を積極的に保全するため、特別地区に指定し、自然環境の保全に努める。

このため保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

エ 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設及び養殖施設を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

| 名 称 | 位置 及び 区域 | 面 積 | 土地所有別面積 | 摘 要 |
|----------------|---------------------|------------|-------------------|--|
| 玉簾自然環境保全地域特別地区 | 茨城県日立市東河内町795外7筆の全部 | ha 1.70 | ha 民有地 1.70 | 玉簾の滝、ウラジロガシ、アカシデの常緑、落葉樹の混交林、モンキアゲハ、ムラサキシジミ、ミヤマカワトンボ、オジロサンエ等豊富な小動物の生息地を中心として保全する。 |

総括表

| 区 分 | 特 別 地 区 | | | 普 通 地 区 | | | 合 计 | | |
|---------------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 土 地 所 有 别 | 国 有 地 | 公 有 地 | 民 有 地 | 国 有 地 | 公 有 地 | 民 有 地 | 国 有 地 | 公 有 地 | 民 有 地 |
| 土 地 所 有 别 面積(ha) | — | — | 1.70 | — | — | 9.80 | — | — | 11.50 |
| 地区別面積 (ha) | 1.70 | | | 9.80 | | | 11.50 | | |
| 地区別比率 (%) | 15 | | | 85 | | | 100 | | |

(6) 保全のための規制に関する事項

ア 野生動植物保護地区は次のとおりとする。

該当なし

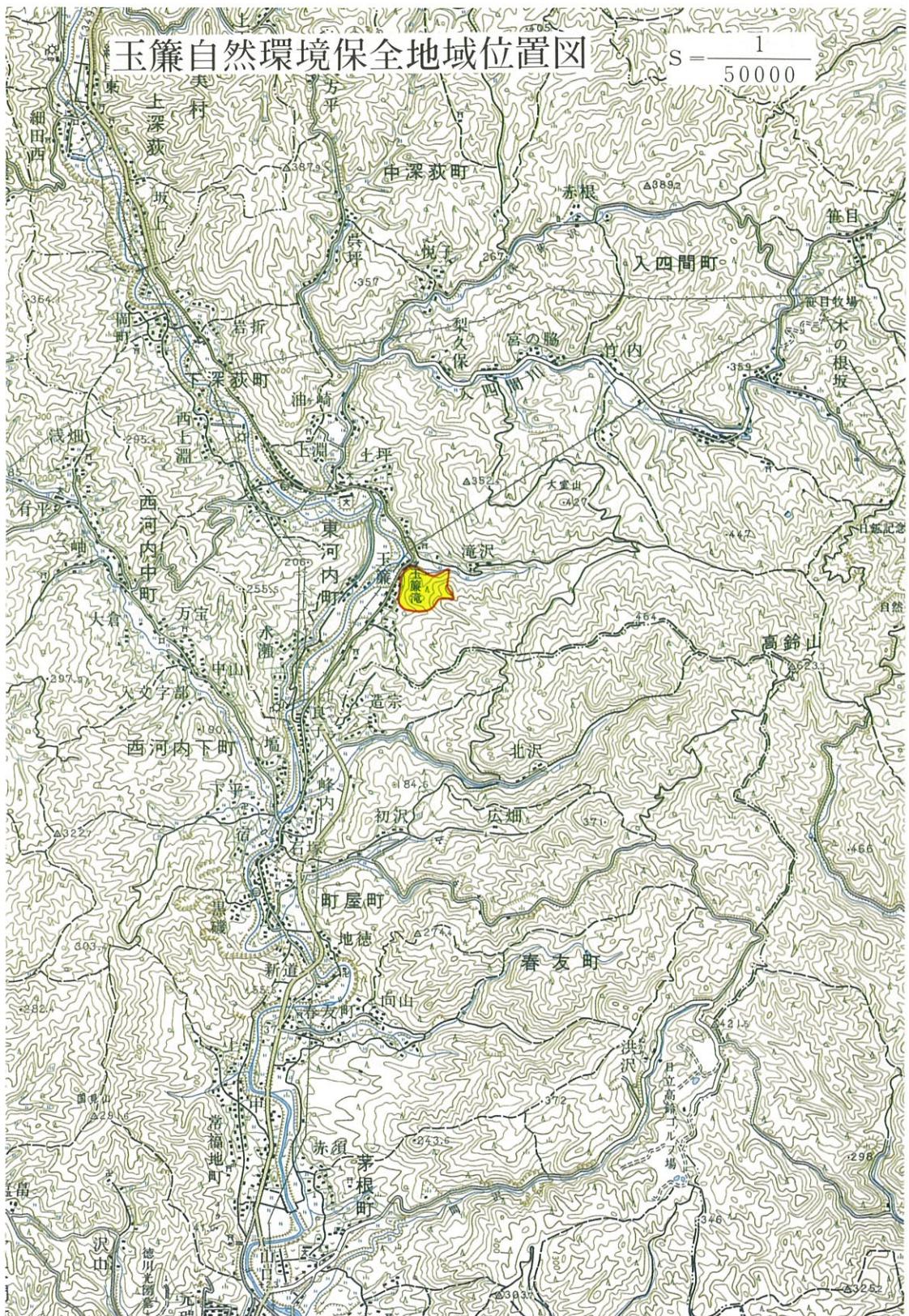
イ 茨城県自然環境保全条例第6条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

| 区 域 | 伐採の方法及びその限度 | 面 積 | 土地所有別面積 |
|-------------------------|--|------------|----------------|
| 茨城県日立市東河内町795外 7筆の全部 | 木竹の伐採は原則として単木抾伐 (抾伐率現在蓄積の10パーセント以内)とする。ただし、森林の群落構成 を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には抾伐(抾伐 率、現在蓄積の30パーセント以内)と する。 | ha 1.70 | ha 民有地 1.70 |

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

| 伐 採 方 法・ 限 度 | 禁 伐 等 | | | 30%以内抾伐等 | | | そ の 他 の 方 法・限 度 | | | 合 計 | | |
|------------------------|-------|-----|-----|----------|-----|------|--------------------|-----|-----|------|-----|------|
| 土 地 所 有 别 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 |
| 土 地 所 有 别 面 積 (h a) | — | — | — | — | — | 1.70 | — | — | — | — | — | 1.70 |
| 方 法・限 度 別 面 積 (h a) | — | | | 1.70 | | | — | | | 1.70 | | |
| 方 法・限 度 別 比 率 (%) | — | | | 100 | | | — | | | 100 | | |

ウ 同条例第6条第4項第7号に規定する汚废水の排出の規制に係る湖沼又は湿原
該当なし



玉簾自然環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$

